

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 中京銀行			コード	8530
提出日	2021/6/10	異動（予定）日	2021/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	柴田 雄己	社外取締役	○										△					有
2	野口 裕幸	社外取締役	○									△	○				新任	有
3	木村 和彦	社外監査役	○									△						有
4	栗本 幸子	社外監査役	○													○		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	柴田氏は当行の取引先である名古屋鉄道株式会社および名鉄運輸株式会社の出身者です。同社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	名古屋鉄道株式会社の代表取締役副社長、名鉄運輸株式会社の代表取締役社長等の要職を歴任され、長年にわたり経営の中枢に携わり、企業経営者としての豊富な経験を活かし、幅広い見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいただき、当行の業務執行状況を透明性の高い中立的な視点で監督する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	野口氏は過去（2009年6月まで）において、当行の主要株主である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任しておりました。また、同氏は当行の取引先である日本住宅無尽株の出身者です。同社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	当行の主要株主である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員でありましたが、2009年6月に退任しております。その後、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社や三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの常務取締役、常務執行役員を経て、他社の取締役社長等を務めております。銀行業務経験者としての専門知識に加えて、幅広い分野での豊富な経験を有しており、当行の業務執行状況を透明性の高い中立的な視点で監督する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	木村氏は過去（2006年6月まで）において、当行の主要株主である株式会社三菱UFJ銀行へ経営統合した旧株式会社UFJ銀行執行役員に就任しておりました。	当行の主要株主である株式会社三菱UFJ銀行へ経営統合した旧株式会社UFJ銀行の執行役員でありましたが、2006年6月に退任しております。その後、あいおい損害保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）常務執行役員を経て、他社の非常勤監査役を務めております。銀行業務経験者としての専門知識に加え、幅広い分野において監査業務に携わってこられた豊富な経験、見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		長年にわたり愛知県行政の中枢部門での勤務経験があり、その経験や幅広い見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。